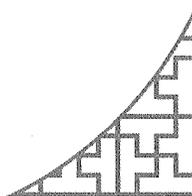
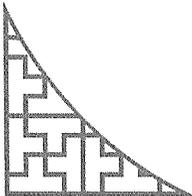


# 中国職官辞典

秦から南宋まで



吉田誠夫 編

# 凡 例

## 1. 本書の内容

本書は、古代中国の職官及び官署について記載した辞典である。

## 2. 収録範囲

- 1) 原則として、始皇帝の秦から南宋までの職官・官署を立項した。
- 2) 但し、説明の都合から秦以前・南宋以後あるいは遼・金などに及んだ場合もある。
- 3) また官制用語及び庫名や軍名など、職官・官署以外についても必要と思われるものは立項した。
- 4) 境外の外民族〔非漢民族〕による王国の職官などについては収録範囲外とした。
- 5) 内国の王国の場合は、職官などについてできるだけ立項した。
- 6) 上記の結果、本項目 11,975 件、参照項目 819 件、合計 12,794 件を収録した。

## 3. 記載形式

- 1) 項目見出し語はゴシック体で示し、コロン（:）を介して説明文を記載した。
- 2) 説明文中の（ ）は編者による補注、[ ] は文意を通ずるための編者による補入。なお（ ）内の括弧は補注・補入を問わず [ ] で括った。
- 3) 説明文中において、語及び人名等の簡単な注記は（ ）に記入して示した。
- 4) 長い注記が必要な場合、説明文中の該当語に「\*」を付し、項目末に「\*」から始まる注記を記載した。
- 5) 説明文中の「→」は参照符号で、その項目を参看すれば、その項目についての記述が得られることを指示する。

## 4. 記載内容の留意点

- 1) 説明にあたり、劉裕の創業した宋と趙匡胤の創業した宋を区別するために、劉宋を「南朝宋」と表記した。
- 2) 皇帝名及び外民族の首領には在位期間を、その他の人名については生没年を示した。必要と認めた場合はその人物の略歴を注記した。
- 3) 各項目説明文の出典については、歴代史書の職官・百官志、『文献通考』、『唐六典』、『北周六典』、『三国志職官表』、及び諸会要等基本的文献に依った場合は原則として示さなかった。但し例外として『宋会要輯稿』についてはできるだけ示した。

- 4) 『宋会要輯稿』は『宋会要』と、『續資治通鑑長編』は『長編』と、『建炎以来繫年要録』は『要録』と、『建炎以来朝野雜記』は『朝野雜記』と略記した。その他の引用文献は全称をもって示した。
- 5) 引用の漢詩文等の訓読文及びその振り仮名は旧仮名遣いに従った。
- 6) 全体を通じて、漢字は新字体に統一した。但し一部の人名・民族名等で例外的に旧字体を残したものがある。  
例) 李豫、敕勒、楽縣 など

## 5. 項目の排列

- 1) 項目見出し語を原則「漢字音読み」し、その五十音順に排列した。
- 2) 読み方については、検索の便を考慮して一般的な通例に従わなかったものがある。以下例示する。
  - ① “射策”は「セキサク」、「射声」は「セキセイ」、「射雉」は「セキチ」、「僕射」は「ボクヤ」と読み、それ以外の“射”は「シャ」と読んで排列した。
  - ② “十”は「ジツ・ジュウ」の両様の読み方があるが、すべて「ジュウ」に統一して排列した。
  - ③ “東西”は「トウザイ」と読み、それ以外の“西”はすべて「セイ」に統一して排列した。
  - ④ “率”は「ソツ・リツ」の両様の読み方があるが、すべて「ソツ」に統一して排列した。
  - ⑤ “内”は「ダイ・ナイ」の両様の読み方があるが、すべて「ナイ」に統一して排列した。
  - ⑥ “八”は「ハツ」と促音で読む場合があるが、すべて「ハチ」に統一して排列した。
  - ⑦ “右”は「ウ・ユウ」の両様の読み方があるが、すべて「ユウ」に統一して排列した。
  - ⑧ “六”は「リク・ロク」の両様の読み方があるが、すべて「ロク」に統一して排列した。
  - ⑨ “行宮”は「アングウ」と読み、それ以外の“行”はすべて「コウ」に、“宮”はすべて「キョウ」に統一して排列した。
- 3) 排列にあたっては、最初に読みの濁音・半濁音・拗促音を清音・直音と等価とみなして排列した。次にこれが同一の場合は、清音→濁音→半濁音、拗促音→直音の順に排列した。
- 4) 読みが全く同一の場合は、漢字の画数順・部首順に排列した。

## 6. 逆引き索引

- 1) 本文で立項した見出し語を、その末尾の漢字から逆に見て、漢字1文字ずつの本文での読み順・画数順に並べ替えた索引である。
- 2) 索引には参照項目も含めた。参照項目には末尾に「\*」を付した。
- 3) 索引指示は本文該当頁である。

## 【あ】

**哀鳥**：『漢書』天文志に「南宮は朱鳥[星]にして、樞[星]・衡[星]あり。衡[星]は大微、三光の廷。樞衡(輔衛)せる十二星は藩臣、西は將、東は相、南の四星は執法(法務官)、中は端門、左右は掖門。掖門の内なる六星は諸侯。其の内なる五星は五帝(黃帝・青帝・赤帝・白帝・黒帝)の座。後(しりへ)に聚まれる十五星は哀鳥と曰ひ、郎位、旁(かたは)らの一の大星は將位なり」とあるの由來し、唐代、尚書六部(吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部)の諸部郎を哀鳥・依鳥と別称する。〔容齋四筆〕卷15・官称別名。

**亞尹**：京兆少尹のこと。「亞」は次ぐの意。

**阿監**：唐代の女官で、視七品。宮正に属し、宮中の女官を取り締まる。白居易(772-846)の詩「長恨歌」に「梨園の弟子白髮新たに、椒房の阿監青娥老いたり」と。→宮正④

**亞卿**：侍郎の別称。『称谓録』卷15・侍郎・亞卿に「尚書を卿と曰ひ、侍郎之(これ)に亞(つ)ぐ、亦た武卿と称し、亦た亞卿と称す」と。

**亞師**：少師の別称。

**亞相**：唐代、御史大夫の別称。秦、漢の時、御史大夫を宰相の副官としたところから「亞相(相に亞(つ)ぐ)」と称された。〔容齋四筆〕卷15・官称別名。

**亞將**：秦、漢の交の雑号將軍。〔史記〕高祖功臣侯者年表。

**亞台**：唐代、御史大夫の俗称。亞相、司憲ともいう。〔容齋四筆〕卷15・官称別名。

**亞傅**：少傅のこと。楊万里(1127-1206)の「張魏公少傅の宣撫に除せらるるを賀するの啓」に「召されて亞傅に升り征師を撫することを命ぜらる」と。張浚(1097-1164。→総領の注)が少傅、江淮東西路宣撫使に除せられ、魏国公に封ぜられたのは孝宗(趙昚。在位1162-1189)の即位の隆興元年(1163)。

**亞保**：少保のこと。〔称谓録〕卷12・師傅保・亞保。

**阿輔**：新の王莽(在位8-23)の始建国3年(11)に置かれた太子の四師(他の三は師疑、傅丞、保扈)の一。博士の袁聖(生没年未詳)を阿輔に任じた。→四師

**亞保春坊**：太子少師の別称。→太子少師

**案**：宋代、中央官署に置かれ、工作[製作]・文書等を分掌して処理した部局。中書省所属は孔目房・吏房・戸房・兵礼房・刑房等の房に分かれた。尚書省工部所属は工作案・营造案・材料案・兵匠案・檢法案・知雜案・御前軍器案。三司使の下には塩鉄使が兵案・胄案・商稅案・都塩案・茶案・鉄案・設案の七案を分掌し、度支使が賞給案・錢帛案・糧料案・常平案・發軍案・騎案・斛斗案・百官案の八案を分掌し、戸部使は戸稅案・上供案・修造案・麴案・衣糧案の五案を分掌した。

**安夷將軍**：梁の武帝(蕭衍。在位502-549)の時に置かれた雑号將軍。武臣叙遷の班次二十四班中の第三班。

**安遠護軍**：両晋(西晋・東晋)及び南朝時代、他民族[非漢民族]の僑居地区を管理した官。

**安遠將軍**：後漢末に置かれた雑号將軍。三国蜀、梁、陳、北

斉及び隋初に置かれた。

**安化州都督府**：→慶州都督府

**安漢公**：前漢末、平帝(劉衎。在位1-5)の元始元年(1)、大司馬王莽(在位8-23)に賜与(勲功による報賞)された封号。〔漢書〕平帝紀)。

**安漢將軍**：雑号將軍の一。前漢を篡奪した王莽(在位8-23)が安漢公を称した。後漢末、劉備(蜀の先主。在位221-223)の軍中に置かれ、軍師將軍の上に位した。三国蜀も踏襲して置いた。梁では武職二十四班の十五班に位置し、五武將軍(智武・仁武・勇武・信武・嚴武の五將軍)に擬せられた。

**按協声律**：北宋の徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧4年(1105)に設置された大晟府の属官。制撰文字、運譜等の官と共に白衣(無官)の士人で楽律に通じている者が任じられた。

**行宮禁衛所**：南宋の初に置かれ、皇城の宮門を出入する者を勅号(皇帝の賜与した称号)や割り符で確認すること、皇帝の外出時の導從(前後に従侍する者)を点検・確認することを掌る。高宗(趙構。在位1127-1162)の紹興元年(1131)に行皇城司と改称し、提挙行在皇城司、提点行在皇城司を置き、諸司使、副使、内侍都知、押班から選んで任じた。

**安後將軍**：梁の時に置かれた官で、八安將軍(安東・安西・安南・安北・安左・安右・安前・安後將軍)の一。授与されるのは京師で在職している者に限られる。梁の武帝(蕭衍。在位502-549)の天監7年(508)に武職二十四班中の二十一班、大通3年(529)の官制の改定で武職三十四班中の三十班。陳では擬三品・比秩中二千石。大將軍が加えられると一階進む。

**安獄**：→安獄仁恕掾

**安国將軍**：雑号將軍。〔後漢書〕獻帝紀・建安元年(196)の条に「安国將軍張揚を大司馬と為す」と。

**安獄仁恕掾**：漢代、河南尹に属した吏員。獄訟など諸事を調査することを掌る。定員三人。→河南尹

**安朔將軍**：梁の時に置かれた官。武帝(蕭衍。在位502-549)の天監7年(508)、武職二十四班中の八班、大通3年(529)の官制の改定で驍左將軍号等に擬せられる。

**按察御史**：御史台六察院に属する差遣。北宋の神宗(趙頊。在位1067-1085)の元豊7年(1084)以前、御史(殿中侍御史・監察御史等)から充てられ、2月以後、六察官を監察御史としたことで監察御史を按察御史に充てた。

**按察使**：唐の時に置かれた監察官。太宗(李世民。在位626-649)の貞觀(627-649)初、大使十三人を全国の諸州に派遣し、地方の官吏の行政を調査させた。中宗(李顯。在位683-684。705-710)の神竜2年(706)、十道\*巡察使を置き、景竜3年(709)、十道按察使を置き、道内を巡察し、貞觀時の大使の職務を履行した。玄宗(李隆基。在位712-756)の開元8年(720)5月、復た十道按察使を置き、開元22年(734)2月、採訪処置使と改称し、肅宗(李亨。在位756-762)の乾元元年(758)にはさらに觀察処置使と改称され、觀察使と简称した。金の章宗(完顔璟。在位1189-1208)の承安4年(1199)には提刑司を按察使と改めて置いている。定員一人、正三品。明、清にも踏襲された。

\*十道：唐代の行政区画名。太宗(李世民。在位626-649)の貞觀元年(627)、全国をほぼ自然の形勢に従って十道に区分し、関内、河南、河東、河北、山南、江南、隴右、淮南、劍南、嶺南とした。黜陟使、存撫使、巡察使、按察使を諸道に派遣し監察せしめた。常官ではなかったが、

玄宗(李隆基。在位712-756)の開元20年(732)、十道採訪処置使を置いて常制とした。翌年、次の十五道とした。京畿、関内、都畿、河南、河東、河北、隴右、山南東、山南西、劍南、淮南、江南東、江南西、鈐中、嶺南。

**安左右將軍**：安左將軍と安右將軍。梁の時に置かれた官で、八安將軍(安東・安西・安南・安北・安左・安右・安前・安後將軍)の一。ただし京師で在職している官員に授けられた。武帝(蕭衍。在位502-549)の天監7年(508)には武職二十四班中の二十一班に、大通3年(529)には官制の改定で武職三十四班中の三十一班と定められ、重号將軍とされた。陳にも踏襲され、擬三品・比秩中千石。大將軍が加えられると一階進む。

**安集掾**：漢代、衆軍を招撫させるために仮りに設けられた官。(『後漢書』劉玄伝の「安集掾」の注)。

**安衆將軍**：後漢の獻帝(劉協。在位189-220)の時、曹操(155-220)によって置かれた官。三国魏に踏襲された。

**安集將軍**：雜号將軍。後漢の獻帝(劉協。在位189-220)の興平2年(195)、董承\*が任じられている。

\***董承**：？ -200。獻帝の舅。獻帝を奉じて洛陽に遷し、安集將軍に任じられた。建安5年(200)春正月、偏將軍王服(？ -200)、越騎校尉射輯(？ -200)等と曹操(155-220)誅殺を密謀したが、事が泄れて共に曹操に殺され、三族が滅ぼされた。

**案鈔房**：北宋の神宗(趙頊。在位1067-1085)の元豊(1078-1085)の官制改革で置かれた官署。尚書省に属し右司郎中、員外郎によって主管され右司の扱う文案を掌った。

**安人**：命婦(めいふ)の名。宋の徽宗(趙愷。在位1100-1125)の政和2年(1112)、朝奉郎から朝散大夫に至るまでの妻を封じた。

**安西將軍**：後漢の獻帝(劉協。在位189-220)の時、曹操(155-220)が堂弟(父方の従弟)の曹仁(168-223)にこの職に就かせ、西涼の馬超(176-222)を潼関に退けている。魏・晋以後、一方面軍の軍事長官。刺史等の地方長官が兼領した時の加官で、安東・安南・安北將軍と共に四安將軍と総称され、三品に定められ重んぜられた。五胡十六国の後趙や南涼にも置かれ、南朝宋、陳でも三品であり、梁、陳では安前・安後・安左・安右を加えて八安將軍の一に置かれ、武帝(蕭衍。在位502-549)の大通3年(529)に官制を改定し、武職三十四班に定めた時に三十一班となり、陳に踏襲され、擬三品・比秩二千石。北魏・北齊では三品と定められた。晋以後、資歴(資格と経歴)のある者が任じられると安西大將軍となった。

**安西節度使**：唐代、方鎮の名。安西四鎮節度使とも称し、玄宗(李隆基。在位712-755)の時の十節度使(→節度使の注)の一。開元6年(718)に西域を制御するのを目的に設けられ、龜茲(クチャKucha。→西域長史の注)・焉耆(カラシャルKarashahr。碎葉[スイアープSuy-āb]という説もある。→西域長史の注)・于闐(ホータンHotan。→西域長史の注)・疏勒(カシュガルKashgar。→西域長史の注)の四鎮及び諸軍、守捉(国境守備隊)の事を管領し、外民族[非漢民族]の侵寇に備えた。兵員二万四千、馬匹二千七百を擁した。徳宗(李适。在位779-805)の貞元6年(790)以後、吐蕃(チベットTibet)の侵入によって廃された。

**安西大將軍**：西晋の時に置かれた官。安西將軍で資歴(資格と経歴)のある者が任じられ、二品。歴代の王朝に常置され

ることはなかったが、南朝宋では二品、梁、陳では安西將軍よりも一階上。北魏の孝文帝(拓跋宏。元姓に改める。在位471-499)の太和17年(493)では二品上と定められた。

**安西都護府**：唐代の六都護府の一(他の五は安東・北庭・安北・単于(ぜんう)・安南都護府)。太宗(李世民。在位626-649)の貞観14年(640)、タリムTarim盆地の東北にある高昌(元以後、カラ-ホジョQara-khojoと称する)を滅ぼし、西州(今の新疆維吾爾(ウイグル)自治区吐魯番(トルファン)市の東南の高昌故城)という州を建て、交河城に安西都護府を置いた。貞観22年(648)、龜茲(クチャ)を奪い、治所を龜茲国城(今の新疆維吾爾自治区の庫車(クチャ)の東)に移し、安西四鎮(→安西節度使)を統轄した。高宗(李治。在位649-683)の永徽2年(533)、再び治所を西州に移している。顯慶2年(657)、西突厥の阿史那賀魯\*(あしながろ)を征討し、濛池・昆陵の二都護府を置き、3年(658)にはまた治を龜茲に移している。高宗(李治。在位649-683)の竜朔3年(661)、于闐(ホータンHotan)以西、波斯(ペルシヤPersia)以東の十六国を招撫し、都督を置き、州八十、県百十、軍府百二十六を監督し、都護府に属せしめた。管轄区域は東はアルタイAltai山、西は西海(今の咸海。一説に里海)で、パミールPamirsの東西とアボ河兩岸の都市国家を包括する。咸亨元年(670)、吐蕃(チベットTibet)が侵襲したために四鎮(→安西節度使)は省かれ、治を碎葉(スイアープSuy-āb。今のキルギスタンKyrgyzstan)のトクマクTokmak周辺)に移した。則天武后(武照。在位690-705)の長寿2年(693)には吐蕃を破り、また四鎮を置き、龜茲を治所とし、長安2年(702)、庭州(今の吉木薩爾(チムサル)県北の破城子)に北庭都護府を分置したが、その管轄区域は天山以南、波斯以東の諸都市国家のみとなった。肅宗(李亨。在位756-762)の至徳(756-757)以後、鎮西都護府と改称した。八世紀中葉以後は、パミールPamirs以西は大食(タージ(Tajik。アラビア)の所有に帰し、パミール以東は吐蕃に帰属した。徳宗(李适。在位779-805)の貞元6年(790)、吐蕃が北庭を攻略し、安西も間もなく吐蕃の手に落ち、安西都護府も滅びた。

\***阿史那賀魯**：在位651-657。阿史那氏。西突厥の王族。天山北方の東西交通の要衝の地であったタラスTalas川\*周辺に本拠を置いて勢威を振るったが、唐が西域経営に力を入れたことで、みずからの属する西突厥の乙毗陸(イッピロク)可汗(カガン)が別の可汗\*に敗北すると、その余衆の数千を率いて太宗の貞観22年(648)に内属し、昆丘道行軍総管・左驍衛將軍に除せられ、唐の龜茲征討に従った。龜茲が平定されると瑤池都督を拝し、庭州莫賀城に居住するようになった。高宗の永徽2年(651)、唐に叛旗を翻して双河\*及び千泉\*を根拠とし、みずから沙鉢羅可汗(イシュバラカガン)と号して突厥の十姓(姓は部族のこと。十部族)を統轄すると、西域諸国も参加するものが多くなり、唐は三度も遠征軍を出し、顯慶2年(657)、ようやく平定した。阿史那賀魯は俘虜となり、長安に連行された。死罪を免れたが、翌年の永徽3年(658)に没した。ここに西突厥汗国は滅亡した。その地には濛池、昆陵の二都護府を置いて統轄した。なお『資治通鑑』唐紀・高宗の顯慶3年の条には、阿史那賀魯の最期を次のように記す。「阿史那賀魯、既に擒(とりこ)にせらる。蕭嗣業(生没年未詳)に謂ひて曰く、我は本より亡虜なれども、先帝(太宗)の存する所となる(先帝にお助けいただきました)、先帝、我を遇すること厚し。而(しか)れども我は之に負(そむ)く。今日(こんにち)の敗は、天の怒れる所なり。吾

聞く、中国、人を刑するに必ず市に刑す(市(まち)で公開処刑にすると。願はくは我を昭陵(太宗の陵墓。[この陵墓は太宗の愛馬の六駿馬の浮彫があることによっても知られる])の前に刑して、以て先帝に謝せしめんことを、と。上(高宗)、聞きて之を憐れむ。賀魯、京師(長安)に至る。甲午。昭陵に獻せらる。勅して其の死を免れしめ、其の種の落(聚落。落は遊牧民族の家屋としてのテント)を分ちて六都督府と為す。其の役属する所の諸国には、皆州府を置く。西は波斯(ペルシヤ)に尽き、並びに安西都護府に隷す。賀魯、尋(ついで)で死し、頡利の墓の側に葬らる」と。ここにいう頡利とは頡利可汗(？ -634)のことで東突厥可汗。姓は阿史那氏、啓民可汗(？ -609)の第三子。唐朝に徹底抗戦したが太宗に降伏し、右衛大將軍を拝し、園宅を賜り、死後、帰義王を贈られた。この王の墓側に葬られたということは賀魯が罪人どころかむしろ礼遇されたことを示すものである。唐の塞外統治[植民地経営]としての羈縻の方法を示す好例であろう。

\***タラス川**：Talas。東西交通の要路。唐の玄宗の時、高句麗出身の武將(四鎮節度使)高仙芝(？ -755)とイスラム軍(アッバースAbbās朝)が会戦したところ。高仙芝軍が大敗したが、この時捕虜となった漢人の紙漉き職人から製紙法が伝わり、サマルカンドSamarkandに作られた製紙工場から西ヨーロッパに広まったとされる。

\***可汗**：qaghan(可汗)、khan(干)。柔然、突厥、回紇、遼、元等の遊牧民族国家の君主の称号。カガン・カンの両様の表記があるのはqaghanの“gh”が前後の母音“a”に吸収されるためである。

\***双河**：今の新疆維吾爾(ウイグル)自治区博楽市、温泉泉の博爾塔拉(ボクタラ)河。顯慶2年(657)、伊麗道行軍大総管に任じられた蘇定方(592-667。→安撫使の注)が雪中を昼夜兼行して双河に至り阿史那賀魯の軍と戦っている。

\***千泉**：屏肆にも作る。突厥語の音訳。キルギスキーKirghskii山脈の北麓。所在地はアウリエ-アタAulie-ataの東方のメリケMerke付近(松田寿男「西突厥王庭考」<増補版 古代天山の歴史地理学的研究>)、タシュケントTashkendの北郊のチルクChirchik上源地帯(内田吟風「西突厥初世史の研究 その三」)の説がある。いずれにしても東西交通の要衝で、唐の顯慶2年(657)、濛池都護府を設ける。玄奘(602-664)の『大唐西域記』巻1に「千泉は地は方二百余里、南は雪山に面し、三陸は平陸なり。水土沃潤にして、林樹扶疏(しげっている)として、暮春の月には、雑(まじ)れる花は綺(あやぎぬ)の若(ごと)く、泉池(オアシス)は千所あり、故に以て[千泉と]名づく」と。玄奘法師が長安を出発したのは貞観3年(629)8月。当時はその時期にも「水土沃潤」「林樹扶疏」だったのである。今、その面影はない。

**安济坊**：宋の徽宗(趙愷。在位1100-1125)の崇寧元年(1102)に置かれた貧民救済の機関。疾病の治療に当たった。『宋史』食貨志上6・振恤(しんじゅつ)に「[徽宗の]崇寧初、蔡京(1047-1126。→講議司の注)、国[政]に当たり、居養院・安济坊を置き、常平[倉]の米を給し、厚きこと数倍に至る。官卒を差して使令に充て、火頭(炊事夫)を置きて飲膳を具(そな)へ、給するに納衣・絮被(綿入れ)を以てす。……安济坊も亦た僧を募りて之を主(つかさど)らしめ、三年にして千人を医愈(治療)せば、紫衣(紫衣師号)・祠部牒(僧尼身分の免許証)各(おのお)の一道を賜ふ。医者は人ごとに手曆(受領証)を給し、以て治する所の瘥失(せんしつ)(病の治・不治)を書

かしめ、歳終に其の数を考して殿最(成績の最下位[殿という]と第一等[最という])。転じて勤務成績のこと)と為す」と。

**安前將軍**：梁の時に置かれた官で、八安將軍(安東・安西・安南・安北・安左・安右・安前・安後將軍)の一。授与される場合は京師で在職している官員に限られた。武帝(蕭衍。在位502-549)の天監7年(508)に武職二十四班中の二十一班、大通3年(529)の官制の改定では武職三十四班中の三十一班。陳では擬三品・比中二千石。大將軍を加えられると一階進む。

**安池監**：前漢の時、安邑(今の山西省夏県の北)は塩池のあるところで塩産地。塩官が設けられ、安池監が長官として塩池の監督を掌った。『漢書』外戚伝上に霍光(？ -前68。→大司馬大將軍の注)夫人顔に愛された女医の淳于衍の夫が安池監の職を求めている記事がある。

**安定州都督府**：→慶州都督府

**安提軫**：宋代、安撫使司・提刑司・転運使司の合称(蘇轍撰『龜川略史』巻7・議修河決)。

**安東將軍**：後漢の獻帝(劉協。在位189-220)の時に置かれた官で、一方面軍の軍事長官。陶謙(132-194。徐州刺史となり徐州黄巾軍を鎮圧)・曹休(？ -228。曹操の族子。征東大將軍都督諸軍事、揚州牧、大司馬)が就任している。魏、晋以後は安南・安西・安北とともに四安將軍の一。刺史等の地方官が軍務を兼領した時の加官。梁、陳では安前・安後・安左・安右を加えて八安將軍と総称された。三国魏から陳に至るまでの南朝、及び北魏、北齊では三品。梁では武帝(蕭衍。在位502-549)の天監7年(508)に武職二十四班中の二十一班、大通3年(529)では武職三十四班中の三十一班。陳では擬三品。北魏の孝文帝(拓跋宏。元姓に改める。在位471-499)の太和17年(493)の職員令で二品下、23年(499)の復次令で三品。北齊では勲臣の閑職(名譽職)。三国魏から北齊に至るまでは資歴(資格と経歴[キャリア])のある者が任じられ、安東大將軍となる。

**安東大將軍**：三国魏の元帝(曹叅。在位260-265)の咸熙(264-265)初、司馬駿(232-286)が安東將軍から安東大將軍に転じ、許昌(今の河南省許昌の東)に鎮している。二品。晋及び南朝の歴代王朝に置かれている。北魏では孝文帝(拓跋宏。元姓に改める。在位471-499)の太和17年(493)に二品上と定められた。

**安東都護府**：唐代の六都護府の一(他の五は安西・北庭・安北・単于・安南都護府)。高宗(李治。在位649-683)の総章元年(668)9月、高麗を服し、12月、その地を四十二州、百県、九都督府に分ち、安東都護府を置き、平壤城(今の朝鮮平壤)を治所として海東の諸国を総(す)べた。都督、刺史、県令などには高麗の指導的立場の者を択んで任じた。統轄区域は今の遼寧省遼河以東、吉林省松花江と頭道江の西南及び朝鮮北部と西部地域を包括した(ただし則天武后の聖曆元年[698]に渤海が興起すると管轄区域は東は今の吉林省白山市、輝南县、北は遼源市に至るまでに縮小された)。咸亨元年(670)には治所を平壤城から遼東に移し、上元3年(676。この年、儀鳳と改元)に遼東城(今の遼寧省遼陽市)に移し、儀鳳元年(676)、高麗の余党が復た兵を起こしたので治所を遼東故城に移し、2年(677)に新城(今の撫順市北高爾山)に移している。則天武后(武照。在位690-705)の聖曆元年(698)、安東都護府を罷めて安東都督府としたが、中宗(李顕。在位683-684。705-710)の神竜元年(705)にまたもとに復し、治所を幽州(今の北京市)に移している。玄宗(李隆基。在位712-755)の開元2年(714)には治所を平州(今の河北省盧竜県)に

# 逆引き索引

## 【あ】

少阿	280	殿前司差使磨勘案	488	刑獄案	103	刑部拳叙案	107
雑庄*	178	追毀案	466	祠祭案	228	工部兵匠案	141
通判臨安	468	刑部追毀案	109	工部工作案	140	掌案	280
案	1	軍器所軍器案	96	礼部封冊案	648	兵部人從看詳案	587
太医案	385	騎案	62	糾察案	72	上案	280
吏部侍郎左選尉案	632	吏部侍郎右選從義案	633	刑部糾察案	107	門下後省上案	612
礼部宝印案	647	儀案	63	刑察案*	103	中書後省上案	446
発運案	553	礼儀案	644	戸察案*	156	令丞案	645
度支司発運案	427	進擬案	332	工察案*	130	吏部侍郎左選令丞案	633
兵部民兵仗衛案	587	刑部進擬案	108	吏察案*	630	倉部司倉場案	379
色役案	320	吏部侍郎左選注擬案	632	礼察案*	644	戸部右曹坊場案	162
戸部右曹免役案	162	慶儀案	642	御史台六察案	84	帳籍告身案	458
権易案	36	麴案	64	知雜案	432	兵部帳籍告身案	587
金部司権易案	92	賞給案	285	右治獄知雜案	621	吏部侍郎右選承信案	633
太府寺市易案	420	請給案	347	尚書省左司知雜案	301	鼓吹案	157
顆塩案	35	金部司請給案	92	度支司知雜案	427	大晟府鼓吹案	414
尚書都司茶塩案	303	礼部貢挙案	647	金部司知雜案	92	殿前司推案	488
都塩案	510	兵部武挙案	587	倉部司知雜案	379	左右推案	191
末塩案	607	河渠案*	36	秘書省知雜案	561	礼部宗正案	647
下案	26	三司河渠案	205	吏部侍郎左選知雜案	632	待制案	413
吏部侍郎		度支司支供案	427	吏部侍郎右選知雜案	633	戸稅案	157
右選生事上案下案	633	上供案	285	戸部左曹知雜案	161	商稅案	306
吏部侍郎		倉部司上供案	379	戸部右曹知雜案	162	兩稅案	639
左選主簿上案下案	632	秘書省道教案	561	大晟府知雜案	414	秘書省經籍案	561
門下後省下案	612	吏部侍郎右選催驅案	633	工部知雜案	141	属籍案	382
中書後省下案	446	吏部侍郎右選忠訓案	633	兵部知雜案	587	帳籍案	458
吏部侍郎右選架閣案	633	刑案	102	礼部知雜案	647	刑部帳籍案	109
宴樂案	20	掌闕案	287	刑部十三案	108	吏部侍郎左選名籍案	633
大晟府宴樂案	413	吏部侍郎右選掌闕案	633	度支司度支案	427	設案	359
大樂案	387	吏部侍郎左選知闕案	632	百司案	565	吏部侍郎右選承節案	633
大晟府大樂案	414	理欠案	629	吏部侍郎左選法司案	632	礼部奏表案	647
礼樂案	644	兩県案	638	吏部侍郎右選法司案	633	殿前司倉案	488
礼部礼樂案	648	刑部注籍点檢案	108	秘書省国史案	561	創案	372
諫官案	49	吏部侍郎左選甲庫案	632	秘書省太史案	561	營造案	17
門下後省諫官案	612	吏部侍郎右選甲庫案	633	三司二十四案	206	工部營造案	140
中書後省諫官案	446	中書後省五案	446	賞賜案	293	修造案	264
吏部侍郎左選職官案	632	戸部左曹五案	161	度支司賞賜案	427	文思院下界修造案	581
吏部侍郎左選入官案	632	戸口案	156	新賜案	333	文思院上界修造案	581
兵部蕃官案	587	戸部左曹戸口案	161	左右寺案*	188	金部司左蔵案	92
百官案	564	賞功案	289	右治獄左右寺案	621	金部司右蔵案	92
制勘案	346	兵部賞功案	586	差次案	173	台案	385
刑部制勘案	108	刑部隨時撥却行案	108	吏部侍郎右選資次案	633	倉部司開拆案	379
磨勘案	607	合行案	128	雜事案	178	吏部侍郎左選開拆案	632
左断刑磨勘案	177	刑部隨時撥却不行案	108	吏部侍郎左選格式案	632	兵部開拆案	586
		頒降案	556	塩鉄七案	22	礼部開拆案	646
		刑部頒降案	109	平準案	583	定奪案	475
		宣黃案	364	太府寺平準案	421	刑部定奪案	109
		左断刑宣黃案	177	戸部右曹平準案	162	左断刑詳断案	177
		制詰案	348	拳叙案	85	茶案	436
		中書後省制詰案	446			吏部侍郎右選成忠案	633

記注案	67	駟磨案*	94
門下後省記注案	612	右治獄駟磨案	621
中書後省記注案	446	軍器所事務案	96
吏部侍郎右選差注案	633	会問案	35
胃案	436	刑部会問案	107
殿前司騎胃案	487	生熟菜案	349
礼部奉使帳案	648	憑由案	566
糶糶案	458	工部材料案	140
倉部司糶糶案	379	糧料案	640
鉄案	478	体量案	425
職田案	321	刑部制勘体量案	108
農田案	548	刑部体量案	108
戸部左曹農田案	161	衣糧案	9
斛斗案	154	配隸案	549
捕盜案	605	秘書省日曆案	562
刑部捕盜案	109	六案	651
軍器所行移内案	96	金部司六案	92
責任案	245	大晟府六案	414
給納案	74	工部六案	141
倉部司給納案	379		
錢帛案	370		
金部司錢帛案	92		
門下後省封駁案	612		
八案	552		
太府寺八案	421		
刑部八案	109		
秘書省祝版案	561		
壇廟案	429		
六品案	655		
戸部左曹稅賦案	161		
吏部侍郎右選進武案	633		
勾覆案*	140		
倉部司勾覆案	379		
詳覆案	311		
刑部詳覆案	108		
法物案	597		
大晟府法物案	414		
常平案	313		
戸部右曹常平案	162		
兵案	582		
殿前司兵案	488		
廂兵案*	313		
兵部廂兵案	587		
大辟案	421		
左斷刑分簿案	177		
檢法案	120		
右治獄檢法案	621		
戸部左曹檢法案	161		
戸部右曹檢法案	162		
刑部檢法案	107		
工部檢法案	140		
礼部檢法案	647		
掌法案	314		
大晟府掌法案	414		

【い】

黄衣	123
司衣	213
執衣*	241
主衣	257
朱衣	257
充衣*	257
春衣	278
尚衣	281
承衣	281
掌衣	281
典衣	479
白衣	549
三品繡位	211
從接位	258
三品勲位	211
散位	198
從史位	262
台位	385
冊位*	469
八位	552
郎位	649
官医	47
御医	76
侍御医	221
国医*	150
司医	213
太子侍医	399
獸医	258

女医	280
掌医	281
太医	385
翰林良医	62
翰林医	60
充依	257
左右武威	194
尉	7
衛尉	14
未央衛尉	558
東宮衛尉	498
宣訓衛尉	364
建章衛尉	115
甘泉衛尉	56
侍中衛尉	240
宣德衛尉	369
永寧衛尉	17
長樂衛尉	459
王家尉	23
閔尉	47
騎尉	63
羽騎尉	11
雲騎尉	13
驍騎尉	77
屯騎尉	526
飛騎尉	559
武騎尉	570
游騎尉	617
旅騎尉	641
守義尉	271
内厩尉	529
護軍尉	155
游軍尉	618
郡尉	94
宣惠尉	364
鼎尉	111
万年鼎尉	607
武功尉	574
校尉	123
西夷校尉	345
護西夷校尉	157
東夷校尉	496
南夷校尉	539
振威校尉	331
奮威校尉	579
西域校尉	344
五營校尉	148
太子屯衛校尉	404
護蛮越校尉	159
司塩校尉	216
致果校尉	430
横海校尉	23
材官校尉	166
烏桓校尉	11

護烏桓校尉	125
領烏桓校尉	637
戊己校尉	598
翊麾校尉	626
越騎校尉	19
驍騎校尉	77
輕騎校尉	103
胡騎校尉	149
屯騎校尉	526
太子屯騎校尉	404
太子旅騎校尉	413
進義校尉	332
褒義校尉	592
正義校尉	347
護羌校尉	149
護西羌校尉	157
護氏羌校尉	159
東羌校尉	499
護東羌校尉	159
平羌校尉	582
滅羌校尉	610
摸金校尉	611
執驅校尉	241
下軍校尉	40
監軍校尉	50
贊軍校尉	203
上軍校尉	287
中軍校尉	439
典軍校尉	483
太子典軍校尉	403
副軍校尉	571
翊軍校尉	626
太子翊軍校尉	412
宣惠校尉	364
護西胡校尉	157
五校尉	156
北軍五校尉	600
左校尉	172
青巾左校尉	347
助軍左校尉	321
度支校尉	427
司農度支校尉	246
四校尉	226
輕車校尉	103
使者校尉	231
護羌戎校尉	149
西戎校尉	349
陪戎校尉	549
平戎校尉	583
昭信校尉	306
長水校尉	457
征西校尉	350
射声校尉	358
宣節校尉	368

建忠校尉	117
護田校尉	159
屯田校尉	527
復土校尉	572
安南校尉	4
典農校尉	492
三巴校尉	210
護三巴校尉	156
驅馬校尉	94
執馬校尉	242
八校尉	552
西園八校尉	346
安蛮校尉	4
西蛮校尉	355
鎮蛮校尉	465
南蛮校尉	541
平蛮校尉	586
禦侮校尉	88
建武校尉	119
昭武校尉	312
進武校尉	335
奮武校尉	582
部校尉	574
副校尉	571
西域副校尉	345
護西域副校尉	157
步兵校尉	605
太子步兵校尉	408
虎賁校尉	164
監門校尉	59
城門校尉	315
東門校尉	509
右校尉	618
青巾右校尉	347
助軍右校尉	322
左右校尉	187
仁勇校尉	335
票姚校尉	566
嫖姚校尉*	566
協律校尉	81
討虜校尉	510
平虜校尉	588
儒林校尉	278
中壘校尉	453
司隸校尉	329
左尉	166
孝廉左尉	145
閔谷塞尉	53
障塞尉	290
草市尉	375
時尉	213
守尉	257
丞尉	281
城尉	281

立信尉	630
津尉	331
懷仁尉	29
奉誠尉	595
建節尉	117
仙尉	361
太尉	385
樞密太尉	344
中尉	436
護軍中尉	155
左右神策軍護軍中尉	190
都護軍中尉	515
御史中尉	84
主爵中尉	274
廷尉	469
經途尉	106
都尉	495
長安雍二營都尉	455
司塩都尉	216
宜禾都尉	63
京兆虎牙都尉	106
淮海都尉	658
渾懷都尉	165
塞外都尉	166
牧官都尉	599
左右中牧官都尉	193
典勸都尉	482
親漢都尉	332
閔都尉	57
函谷閔都尉	53
八閔都尉	552
匈陽都尉	77
果毅都尉	36
左右果毅都尉	183
騎都尉	67
使護西域騎都尉	228
臬騎都尉	77
驍騎都尉	77
散騎都尉	202
車騎都尉	254
主騎都尉	271
上騎都尉	284
奉騎都尉	592
羽林騎都尉	12
崇虛都尉	339
典虞都尉	483
護軍都尉	155
郡都尉	100
五都尉	159
伊吾都尉	8
水衡都尉	337
属国都尉	381
張掖属国都尉	455
斷獄都尉	428

三都尉	210
度支都尉	427
通事都尉*	467
輕車都尉	104
上輕車都尉	287
奉車都尉	594
主爵都尉	274
伊循都尉	8
折衝都尉	359
輔正都尉	605
護漕都尉	158
粟粟都尉	264
搜粟都尉	378
治粟都尉	433
大都尉	416
西域大都尉	344
司竹都尉	239
屯田都尉	527
彊弩都尉	79
積弩都尉	358
農都尉	548
典農都尉	493
駙馬都尉	577
長鉞都尉	458
右弼都尉	622
建武都尉	119
五部都尉	162
左部都尉	180
西部都尉	356
益州西部都尉	18
中部都尉	452
東部都尉	508
會稽東部都尉	28
南部都尉	541
北部都尉	603
右部都尉	622
左右部都尉	195
扶風都尉	577
右扶風都尉	623
副都尉	572
広平都尉	142
将兵都尉	314
京輔都尉	110
左右京輔都尉	187
左輔都尉	181
京輔左輔都尉	109
三輔都尉	212
右輔都尉	623
典牧都尉	494
中典牧都尉	451
左右典牧都尉	193
上洛都尉	317
協律都尉	81
山林都尉	212

疏勒都尉	384
閔谷塞護道尉	53
綏德尉	338
渭南尉	9
八尉	552
奮武尉	581
部尉	568
五部尉	160
広部尉	140
左部尉	180
七部尉	239
北部尉	602
洛陽北部尉	628
明部尉	610
六部尉	655
副尉	571
振威副尉	331
致果副尉	430
翊麾副尉	626
進義副尉	332
守闕進義副尉	273
陪戎副尉	549
宣節副尉	368
禦侮副尉	88
昭武副尉	313
進武副尉	335
守闕進武副尉	273
進勇副尉	335
守闕進勇副尉	273
仁勇副尉	335
簿尉	591
判司簿尉	557
牧尉	599
門尉	611
左右門尉	196
左右尉	182
孝廉右尉	145
里尉	629
上林尉	317
壘尉	643
中壘尉	453
十六尉	268
明陰陽災異	609
尤異	616
量移	637
拾遺	257
右拾遺*	619
左右拾遺	188
司闕	213
掌闕	281
典闕	479
綸闕	642
礼闕	643
司域	213

## 参考文献

参考に供した文献は、『漢書』から『宋史』に至るまでの正史の百官・職官志、官氏志、諸会要、『通典』、『文献通考』、『三国職官表』、『北周六典』、『唐六典』などを基本に据え、次のような図書・論文を参観した。またこれら掲出した文献以外にも多くの図書を利用したが、そこから引用する場合には必ず文献名を明示した。なお掲出した諸論文は職官あるいは官僚制に関わる内容を含んだすぐれた論考で、本辞典に反映したものに限らず、参観すべきものとして示した。

### 【図書】

- 『資治通鑑』294巻 宋・司馬光撰 胡三省注 重野安繹校閲 岡千仞点 全八十冊 大阪修道館 明治15年  
『続資治通鑑長編』520巻 宋・李燾撰 上海師範大学古籍整理研究所・華東師範大学古籍整理研究所点校 全二十冊 中華書局 1992年  
『古封泥集成』孫慰祖主編 上海書店出版社 1994年  
『秦封泥集』周曉陸 三秦出版社 2000年  
『秦代印風』許雄志主編 重慶出版社 2011年  
『増訂漢印文字徵』上下 羅福頤 紫禁城出版社 2000年増訂(1930年初版、1982年補遺)  
『隸釈・隸統』宋・洪适撰 中華書局 1985年
- 『秦漢政治制度の研究』鎌田重雄 日本学術振興会 1962年  
『秦漢帝国』西嶋定生(『中国の歴史』第2巻 講談社 1974年) 講談社学術文庫 講談社 1997年  
『秦漢法制史の研究』大庭脩 創文社 1982年  
『秦漢隋唐史の研究』上下 濱口重國 東京大学出版会 1966年  
『中国古代国家と東アジア世界』西嶋定生 東京大学出版会 1983年  
『新版中国古代の社会と国家』増淵竜夫 岩波書店 1996年  
『勞幹學術論文集甲編』上下 勞幹 芸文印書館 1976年  
『魏晉南北朝』川勝義雄(『中国の歴史』第3巻 講談社 1974年) 講談社学術文庫 講談社 2003年  
『魏晉南北朝史』岡崎文夫 弘文堂 1954年(1912年初版。1989年、『魏晉南北朝史 内篇』東洋文庫 平凡社)  
『曹操 魏の武帝』石井仁 新人物往来社 2000年  
『東西交渉史—支那及び支那への道—』ヘンリー・ユール著 アンリ・コルディエ補 東亜史研究会訳編(「序」によれば鈴木俊が全体を統括) 帝国書院 1944年  
『六朝詩人伝』興膳宏編(『六朝の官職名』礪波護) 大修館書店 2000年  
『中国中世史研究六朝隋唐の社会と文化』中国中世史研究会編(執筆者は川勝義雄、谷川道雄、宇都宮清吉、狩野直禎、勝村哲也、上田早苗、丹羽兎子、安田二郎、吉川忠夫、藤善真澄、杉村邦彦、稲葉一郎、礪波護、横山裕男、波多野善太、河地重造) 東海大学出版会 1980年  
『隋唐史研究—唐朝政権の形成—』布目潮瀾 同朋社 1968年初版(1979年再版)  
『隋唐世界帝国』(『中国文明の歴史』5) 礪波護(もとは『東洋の歴史』5 人物往来社 1967年) 中公文庫 中央公論社 2000年  
『隋唐帝国』布目潮瀾 栗原益男 講談社学術文庫 講談社 2003年  
『隋唐世界帝国の形成』谷川道雄 講談社学術文庫 講談社 2008年  
『唐代の詩人—その伝記』小川環樹編(『唐の官制と官職』礪波護) 大修館書店 1975年  
『騎馬民族史—正史北狄伝』全三冊 1(1971年。訳注者—内田吟風・河地良弘・護雅夫・田村実造・神田信夫・大沢陽典) 2(1972年。訳注者—佐口透・山田信夫・護雅夫) 3(1973年。訳注者—萩原淳平・羽田明・青木富太郎・佐藤長・岡崎精郎) 東洋文庫 平凡社  
『東アジア民族史—正史東夷伝』全二冊 1(1974年。訳注者—磯部真・井上秀雄・江畑武・亀井輝一郎・坂元義種・田中俊明・山尾幸久) 2(1976年。訳注者—磯部真・江畑武・亀井輝一郎・坂元義種・田中俊明・鄭早苗・山尾幸久) 東洋文庫 平凡社  
『宋代経済史研究』周藤吉之 東京大学出版会 1962年  
『宋代史研究』周藤吉之 東洋文庫 1969年  
『宋の新文化』(『中国文明の歴史』6) 佐伯富 竺沙雅章(責任編集・佐伯富)(もとは『東洋の歴史』6 人物往来社 1967年) 中公文庫 中央公論社 2000年  
『五代と宋の興亡』周藤吉之 中嶋敏(もとは『中国の歴史』第5巻「五代・宋」講談社 1974年) 講談社学術文庫 講談社 2004年  
『宋と元』(『世界の歴史』6) 宮崎市定 中公文庫 中央公論社 1977年

## 編者略歴

### 吉田 誠夫（よしだ・のぶお）

1941年東京生まれ。二松学舎大学大学院文学研究科中国学専攻博士課程修了。芝浦工業大学高校を経て東日本国際大学講師・同大学儒学文化研究所副所長。2010年退職。  
編著書に『中国文学研究文献要覧 1945～1977（戦後編）』（日外アソシエーツ 1979、[共編]）などがある。

---

# 中国職官辞典 秦から南宋まで

---

2020年7月25日 第1刷発行

編 集／吉田誠夫

発 行 者／大高利夫

発 行 行／日外アソシエーツ株式会社

〒140-0013 東京都品川区南大井6-16-16 鈴中ビル大森アネックス

電話 (03)3763-5241 (代表) FAX(03)3764-0845

URL <http://www.nichigai.co.jp/>

発 売 元／株式会社紀伊國屋書店

〒163-8636 東京都新宿区新宿 3-17-7

電話 (03)3354-0131 (代表)

ホールセール部 (営業) 電話 (03)6910-0519

---

電算漢字処理／日外アソシエーツ株式会社

印刷・製本／光写真印刷株式会社

---

©Nobuo YOSHIDA 2020

不許複製・禁無断転載 (中性紙H・三菱書籍用紙イエロー使用)

<落丁・乱丁本はお取り替えます>

ISBN978-4-8169-2841-3

Printed in Japan, 2020